

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	特定水銀使用製品の追加
規制の区分	新設、 改正 (拡充、緩和)、廃止
担当部局	経済産業省製造産業局化学物質管理課、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室
評価実施時期	令和5年8月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件:iii
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) 今般、新たに規制対象とする製品は、水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)締約国会議において、新たに2025年末を期限として、製造・部品としての使用の原則禁止がされるべき製品として追加されたもの(参考:水銀に関する水俣条約第4回締約国会議の結果について(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/COP4-2.pdf))。このため、これら製品を規制しない場合、条約の的確な実施を確保できなくなるほか、当該製品を通じた水銀による人及び環境への不可逆的な悪影響を与える可能性がある。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)) 前述のとおり、新たに規制対象とする製品は、水俣条約において、2025年末を期限として製造・輸出入の原則禁止が求められており、その義務を着実に履行する必要がある。そのためには、水銀に関する水俣条約の国内担保法令である水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下「水銀法」という。)において適当な規制措置が必要である。 【課題】現行の水銀法において、水俣条約上で規制対象とされるべき製品が対象となっていない。 【課題発生の原因】2022年の水俣条約締約国会議において、規制対象製品の追加が決定された。条約担保をすべく、国内においても当該製品の製造・部品としての使用を規制することが必要となった。 【課題解決手段の検討】水銀法施行令を改正し、規制対象製品を追加する。水銀法は水俣条約の国内担保法の一つであり、製造規制に関しては、水銀法以外の措置は想定されない。 【規制の内容】2025年1月1日より、製造・部品としての使用を原則として規制する対象として、以下に掲げる規制製品を追加する。 ○脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ ○真空ポンプ ○車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり ○写真フィルム及び印画紙 ○宇宙飛行体(人工衛星を含む。)に用いられる推進薬</p> <p>なお、水銀法による規制をした場合の影響を調査するため、水俣条約の改正前に業界団体等を通じ、今般、特定水銀使用製品として規制対象とする製品について、国内事業者等における製造・輸出入・使用状況等を照会したところ、産業界における利用実績は認められないとの回答があった。</p>
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用) ④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須) 今般、特定水銀使用製品として規制対象とする製品は、国内事業者における実態は確認されていないため、遵守費用は基本的に発生しないと考えられる。</p> <p>(行政費用) 特定水銀使用製品として指定されると、製造・部品として使用をする場合には許可が必要となり、許可手続のための行政費用が発生しうる。しかし、上述のとおり現時点では当該物質を扱う事業者は確認されておらず、今後も限られた研究機関での研究が想定されるにとどまるため、既存の水銀法執行に係る業務内にとどまるため、追加的な行政費用は発生しない。 ⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 規制対象拡大のため該当せず。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 現在国内での産業利用実態はないため、今般の規制による重要な効果の喪失、重要な代替等はないと考えられる。
その他の関連事項	⑦評価の活用状況等の明記 今般、特定水銀使用製品として規制対象とする製品については、水俣条約改正前の検討段階において、業界団体を通じた国内企業への照会を実施し、産業界での利用実績は認められないとの回答を得ている。 また、産業構造審議会製造産業分科会第10回化学物質政策小委員会 令和4年度第1回化学物質審議会 合同会議(令和5年2月9日開催)においても、説明を実施した。 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_bussuitsu/pdf/010_06_00.pdf
事後評価の実施時期等	⑧事後評価の実施時期の明記 当該規制については、3年後を目処に事後評価を実施する。 ⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 水銀法では事業者が特定水銀使用製品の製造および部品としての使用に当たって承認を求めているところ、当該承認を行った場合には、当該事業者等を通じ、3年分の製造および部品としての使用実績を整理し、国内における製造および使用の実態、規制の影響、行政費用等を整理する。
備考	